

「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の一部を改正する法律の施行期日を定める政令」及び「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律施行令及び道路運送車両法施行令の一部を改正する政令」について

平成26年10月31日
総合政策局

標記政令について本日閣議決定されましたので、お知らせいたします。

1. 背景

第186回国会において、地域公共交通再編事業の創設等を内容とした「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の一部を改正する法律」（平成26年法律第41号）が成立し、平成26年5月21日に公布された。

標記政令は、同法の公布の日から6月を超えない範囲内において政令で定めることとされている施行期日を定めるとともに、同法の施行に伴い必要な規定の整備をするため、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律施行令（平成19年政令第297号）等の一部を改正するものである。

2. 概要

（1）地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の一部を改正する法律の施行期日を定める政令

地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の一部を改正する法律の施行期日を平成26年11月20日とする。

（2）地域公共交通の活性化及び再生に関する法律施行令及び道路運送車両法施行令の一部を改正する政令

①地域公共交通の活性化及び再生に関する法律施行令の一部改正

軌道事業の特許を要する地域公共交通再編実施計画について国土交通大臣の認定を受けようとする者について、申請書等を地方運輸局を經由して国土交通大臣に提出しなければならないこととする。

②道路運送車両法施行令の一部改正

輸送施設の使用の停止等を国土交通大臣が命じた場合について準用する道路運送法（昭和26年法律第183号）の規定の読替えを定める。

3. 今後のスケジュール

施行日：平成26年11月20日（木）

問い合わせ先

国土交通省総合政策局公共交通政策部交通計画課 高桑

連絡先 03-5253-8111（代表）内線 54703 03-5253-8986（直通）